



中山栗(伊予市提供)

CONTENTS

被用者年金の一元化法について	2
組合員証等のカード化が実施されました!	3
平成24年度被扶養者の資格調査を終了しました	4
平成24年度労働安全担当者研修会を開催しました! / 他	6
小児救急電話相談について	6
平成24年度ライフプランセミナー(50歳代)を開催しました!	7
特定健康診査・特定保健指導について	7
ジェネリック医薬品をご活用ください / 他	8
インフルエンザを予防しましょう / 他	9
便利でお得な普通貸付・物資供給事業をご利用ください / 他	10
住宅取得資金に係る借入金の「年末残高等証明書」を発行します / 他	11

「被用者年金一元化法」成立

公務員及び私学教職員も厚生年金に加入

本年4月13日に閣議決定され、同日、国会に提出されていた「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(被用者年金一元化法)が、8月10日に成立しました。

この法律は、本年2月17日に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱にしたがい、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として負担や給付の仕組みの同一化を図る内容となっています。

これにより、平成27年10月から共済年金が厚生年金に一元化され、公務員及び私学教職員も厚生年金に加入することになります。

法律の主要項目は次のとおりです。

被用者年金一元化法の主要項目

- ① 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- ② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- ③ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(18.3%)に統一する。
- ④ 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- ⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- ⑥ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引き下げる。
ただし、一定の配慮措置を講じる。

〈 施行日 〉

- ①～⑤：平成27年10月
- ⑥：公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日

※上記の項目に加えて、保険料及び給付額の算定基礎が厚生年金と同じ標準報酬制度に移行されます。

組合員証等(カード)の取扱いについて

7月号でお知らせしましたとおり、10月1日から紙様式の組合員証(保険証)を個人単位のカード様式の組合員証等と交換しています。

使用に当たっては、特に次の点にご注意ください。

新(カード様式)	旧(紙様式)
組合員証	組合員証
組合員被扶養者証	組合員被扶養者証
船員組合員証	船員組合員証
船員組合員被扶養者証	船員被扶養者証
任意継続組合員証	任意継続組合員証
任意継続組合員被扶養者証	任意継続組合員被扶養者証
高齢受給者証	高齢受給者証
	遠隔地被扶養者証

◆住所をご記入ください

これまで組合員の住所欄は、共済組合が印字して組合員証を交付していましたが、カード化後は、組合員証等が交付された方に住所をご記入いただくようになりましたので、必ずご自身の住所を証裏面の住所欄にボールペン等で記入してから、組合員証等を使用してください。

住所に変更があった場合は、該当の組合員証等の住所欄の旧住所を二重線で訂正し、同欄に新住所をご記入ください。組合員本人の住所に変更があった場合は、共済組合への申告が必要となります(組合員証の添付は不要)。

◆有効期限の表示がなくなりました

組合員証等の更新は、当分の間行わないこととし、任意継続組合員証など一部有効期限の設定が必要な組合員証等を除き、有効期限の表示がなくなりました。

ただし、被扶養者の資格調査につきましては、従来どおり毎年実施いたしますので、ご協力をお願いします。

臓器提供の意思表示ができます

証裏面に臓器提供の意思表示方法・機会の拡大を目的として、臓器提供意思表示欄を設けましたが、記入は任意のもので、義務付けられていないものではありません。

また、臓器提供意思表示欄の記入内容は、臓器の移植に関する法律に規定する書面による意思表示として取り扱われます。ただし、臓器を提供する旨の意思表示は15歳以上の方が記入した場合に限り有効となります(臓器を提供しない旨の意思表示は年齢に関わらず有効となります)。

なお、臓器移植に関するお問い合わせは、**社団法人日本臓器移植ネットワーク**にお願います。

フリーダイヤル(携帯からは不可)
0120-78-1069
代表電話
03-3502-2071

ホームページ

<http://www.johnw.or.jp>

モバイルサイト

<http://www.johnw.or.jp/m>

紛失等に

ご注意ください

カードになったことで、携帯が容易になること、また家族が別々の医療機関へ同日受診することが可能となり、利便性は向上しますが、一方で、紛失の増加も予想されます。組合員証等は、医療機関で医療給付を受けるために使用するものですが、身分証明書として取り扱われる場合もある大切なものですので、紛失等に十分ご注意ください。すようお願いします。

組合員証等に関するお問い合わせは、共済事務担当課(係)又は共済組合にお願います。

共済組合総務課
☎089-945-6315



被扶養者の認定取消手続はお早めに！

平成24年度 資格調査を終えて

7月に実施しました被扶養者の資格調査は、皆さんのご協力により終了しました。

調査の結果、何か月も遡って扶養認定を取り消す事例も多数見られ、中には多額の医療費の返還が生じたケースもありました。

今後、次のような事例に該当した場合など、被扶養者の要件を満たさなくなったときは、速やかに取消手続を行ってください。

就職

被扶養者が就職した場合は認定取消の手続を

就職先の健康保険に加入すると、所得に係らずに被扶養者の資格を失います。特に**学校を卒業し就職された子の取消手続漏れが多くなっています**ので、手続は速やかにお願いします。

所得の増加

所得が認定基準額である年額130万円(障害年金を受給されている方、もしくは60歳以上で公的年金を受給している方は180万円)を超えることが見込まれる場合は認定取消の手続を

補足

所得とは

扶養認定における所得とは、所得税法上の所得をさすものではありません。また年度(4月～翌年3月)や暦年(1月～12月)といった期間で考えるのではなく、認定を受けようとする者の**現在及び将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる**年間の収入総額をいいます。

給与所得

パートやアルバイトなどの給与所得がある被扶養者については、次のようなケースで認定取消となる場合がありますので、被扶養者の収入状況を常に確認し、認定基準額を超えることが見込まれる場合は、速やかに取消手続をしてください。

また、**所得が認定基準額以下の場合であっても、雇用先において健康保険に加入している場合**がありますので、健康保険制度の二重加入とならないようご注意ください。

例

○前年は短時間のパート勤務であったが、勤務形態の変更により所得が認定基準額を超えていた。

○アルバイトなどの所得が認定基準額を超えていた。

※給与所得とは、給料・ボーナス・諸手当等の、各種社会保険料等控除前の総収入額をいいます。

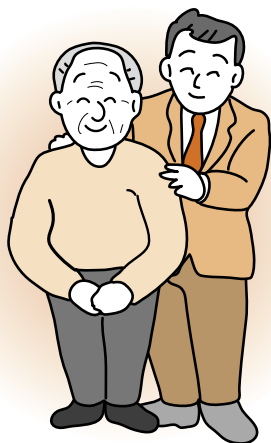
年金

受給年金額の増加により扶養認定を取り消す場合の取消日は、**年金の裁定通知日**若しくは**年金額改定通知日**まで遡ります。認定基準額を超えるケースとして次のような例が挙げられますので、年金額の改定や老齢基礎年金・遺族年金・障害年金の受給開始など、被扶養者の年金額の変動にはご注意ください。

例

○65歳になり、老齢基礎年金を受給できるようになったため認定基準額を超えていた。

○配偶者が亡くなり、遺族年金を受給していた。



事業所得

農業、商業、製造業、その他の事業から生じる収入や土地、家屋等の賃貸による収入については、これらの収入額から、共済組合が認める必要経費を控除した額が、該当者の事業及び不動産所得となります。

所得税法上は必要経費として認められる経費であっても、被扶養者の認定においては認められないものがありますので、所得税の確定申告時期などは特に注意してご確認ください。

【必要経費として認められるもの】

売上原価（仕入れ等）・給料・賃金・修繕費・消耗品費・地代家賃・その他特に組合が必要と認めた経費

【必要経費として認められないもの】

減価償却費・貸倒金・借入金利息・租税公課・損害保険料・旅費・交通費・通信費・接待交際費・福利厚生費・広告宣伝費・運搬費・その他

別居

組合員との同居を要件とする被扶養者（義父母、兄弟など）が組合員と別居した場合は認定取消の手續を

扶養認定要件の同居とは「生計（住まい、食費、家計等）を同一にしている」場合をいいます。二世帯住宅や同じ敷地内の別棟で生活をし、生計が分かれている場合は、原則として別居とみなします。

なお、同居を要件としていない父母についても、別居に伴い父母に対する経済的援助をしなくなった場合や、経済的援助はしているがその額（仕送り額）が父母の収入の総額（仕送り額を含む）の3分の1未満の場合には認定取消となります。



《父母の収入額について》

父母の扶養認定については、夫婦相互扶助義務の観点から、双方の収入を合算して判断します。

そのため、例えば、母親の収入が変わらない場合であっても、父親の収入が増加し、双方の収入を合算したとき、その収入により父母が社会通念上、生活維持できると考えられる場合は、収入額が増加した父親だけでなく、母親についても認定取消となりますので、ご注意ください。

被扶養者の所得や生計状況に変動が生じた場合等で、認定の可否についてご不明な点がありましたら、所属所の共済事務担当課（係）または共済組合総務係（TEL 089・945・6315）へお問い合わせください。

※認定要件は「共済だより石鎚7月号」(Vol.269)13頁をご覧ください。

被扶養者の「認定日」・「取消日」について

認定日

認定要件を備えた日が認定日となります。

ただし、認定要件を備えた日から30日を過ぎて届出があった場合は、各所属所の共済事務担当課（係）がその届出を受け付けた日が認定日となります。遡って認定されるものではありませんので、届出は速やかに行ってください。

取消日

認定要件を欠いた日が取消日となります。遡って認定が取り消された場合、取消日以降に組合員証等を使用して保険医療機関で診療を受けていたときは、共済組合が支払った医療費を全額返還していただくこととなります。

なお、被扶養配偶者の方については、「国民年金第3号被保険者」の資格についても遡って取消されることとなります。

平成24年度

労働安全衛生業務 担当者研修会開催



平成24年6月27日えひめ共済会館において、所属所の職員健康管理体制の充実を支援するため、各所属所の労働安全衛生業務担当者等を対象に健康管理等に関する情報を提供する標記研修会を開催し、40名の出席をいただきました。

事務局職員より短期給付の現況及び保健事業について説明を行い、引き続き、パナソニックヘルスケア(株)松山地区健康管理室室長昇淳一郎氏に「人的資本投資としての健康管理」労働衛生管理活動を人的資本投資の観点で捉える」と題して、ご講演いただきました。



【講演要旨】

○企業における人的資本については、知的資本に加え、健康資本や仕事に対するモチベーションなども重要視されてきています。どんなに優秀な人材が揃っていても、従業員が身体的・精神的に不健康な状態では十分な能力を発揮できず、業務効率や仕事に対する満足度を向上させることはできません。従業員の健康増進を後押しする環境作りは、今やあらゆる企業で共通する経営課題といえるでしょう。

一方、国は、企業による健康管理への取り組みを評価する「健康会計」を平成20年に提唱しました。この会計では、健康管理に関する支出は、「費用」ではなく将来の病気を抑えるための「投資」と位置づけられ、各企業の健康資本への投資について、その「費用」と「効果」を可視化し公表します。また、取り組みに積極的な企業を適切に評価することが、企業のイメージアップにもつながり、取り組みに対するインセンティブを与えることができます。



▲パナソニックヘルスケア(株)松山地区健康管理室室長 昇 淳一郎 氏

◆お気軽に、ご利用ください！

えひめファミリー健康相談

年中無休・24時間受付、インターネット相談もできます。病気の悩み、育児の不安、介護の知識、福祉情報など健康について、保健師・看護師を中心に有資格かつ経験豊かな専門スタッフがご相談をお受けします。

メンタルヘルスカウンセリング

面接相談・インターネット相談もできます。メンタルヘルスについてお悩みでしたら、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。
受付：月～金9:00～21:00 土10:00～18:00(日・祭・1月1日～3日始休み)

愛媛県市町村職員 共済組合専用番号

☎0120-923269

(携帯電話・PHSからもOK、通話料・相談料無料)
<http://www.j-health.jp/egao/ehime/entrance.php>

今号に挟んで リーフレットの 小児救急電話相談について



愛媛県の小児救急電話相談を利用できる時間帯は、毎日19時から翌朝8時までとなっています。固定電話プッシュ回線・携帯電話の方は#8000、それ以外(ダイヤル回線など)の方は089-913-2777におかけください。

ご利用にあたりまして次のことにご注意ください。

- ① 電話による限られた情報に基づく相談であり、直接、子どもの状態を診て行う診断・治療ではありません。あくまでも相談される方の判断の参考としていただくためのものです。
- ② 医療機関を紹介された場合は、必ず電話をかけてから受診するようにしてください。
- ③ 話し中の場合は、しばらく時間をおいて、改めてかけ直してください。
- ④ 相談は無料ですが、県内通話料金をご負担いただきます。

小児救急電話相談に係る問い合わせ先
愛媛県保健福祉部管理局医療対策課
TEL 089-912-2449

日 程 表

時 間	内 容
10:30~10:35	開会あいさつ
10:35~10:40	オリエンテーション
10:40~10:50	[DVD上映]
10:50~12:00	「ライフプランとは・あなたのライフプラン」 一般財団法人地域社会ライフプラン協会
13:00~13:50	業務部長 多田 正巳 氏
14:00~15:00	「人生90年時代の経済設計」 野村證券(株) 須長 忠男 氏
15:10~15:40	「退職後の共済制度について」
15:40~16:00	互助会事業について

7月25・26・27日に、えひめ共済会館において50歳以上の組合員を対象としたライフプランセミナーを開催しました。3日間であわせて207名の方にご参加いただきました。

セミナーでは、生涯にわたって充実した生活を送るためのライフプラン（人生設計）の作成方法や、そのポイントとなる「生きがい」、「健康づくり」、「家庭経済設計」についての講演を受講していただきました。

ライフプランセミナー開催 (50歳代のライフプラン)

講 師

(一財)地域社会
ライフプラン協会
業務部長
多田 正巳 氏

野村証券株投資情報部
次長兼
証券学習開発課長
須長 忠男 氏



参加者の声

- 漠然とした定年後の生活が少し具体化されました。ありがとございました。
- 自身のライフプランをあらためて考える機会になり、よかったです。
- 退職後の生活設計を漠然としかとらえていなかったけれど、お話を聞いていて、それではいけないことだと痛感させられました。
- 退職直前でなく、定年の5年くらい前に参加したら良かったと思います。少し希望が持てました。

生活習慣病のリスク回避に！無料の特定健康 診査・特定保健指導を活用しましょう！

特定保健指導

「特定健康診査受診券」・「特定保健指導利用券」をお持ちの方は、有効期限(券に記載)がありますので、期限内のご利用をお願いします。

特定健康診査(以下「特定健診」)

● **組合員**：職場の定期健康診査又は人間ドックの受診をもって、特定健診を受診したものとします。

● **被扶養者**：対象となる方には、6月初旬に「特定健康診査受診券」(以下「受診券」)を所属所経由で配付しました。

送付時の文書をご確認の上、受診券と組合員証を必ずお持ちになり、契約実施機関で受診してください。受診券を使用しなくても、

パート先の定期健康診断等において特定健診との検査項目と同等の健診を受けられた場合は、健診結果を共済組合にご提出いただくことにより特定健診を受診したものと取り扱い、国へ報告することができますので、共済組合までご連絡ください。人間ドック利用者には人間ドックの受診をもって、特定健診を受診したものとします。

特定健診等の結果データにより「積極的支援」、「動機付け支援」が必要と判定された方を対象に、面接・通信により生活習慣改善のための支援を行うものです。

● **動機付け支援が必要と判定された組合員**：共済組合の保健師等が所属所等にお伺いし、保健指導を行いますので、ご案内のあった方はご協力をお願いします。

● **その他の保健指導が必要と判定された組合員及び被扶養者**：特定保健指導利用券を配付しますので、契約実施機関で特定保健指導を利用してください。

特定健診等に関する問い合わせ先
共済組合保健課厚生係
(089・945・6318)



ジェネリック医薬品をご活用ください

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。新薬については、一定期間、独占的に製造・販売ができるよう特許により守られています。この特許期間が切れた後、新薬と同じ有効成分、効用で作られる医薬品がジェネリック医薬品です。

ジェネリック医薬品は新薬の約2〜7割程度の価格で発売されますので、ジェネリック医薬品を選択すれば薬代が節約できます。さらに、共済組合が支払う薬剤に係る医療費も抑えられますので、掛金・負担金の抑制にも効果が期待されます。

ただし、有効成分以外の添加剤が異なる場合があります。また、症状や病状などにより新薬が適切だと医師が判断することもありますので、医師や薬剤師と相談しながら、上手にジェネリック医薬品をご活用ください。

なお、本組合では今年度から、ジェネリック医薬品に切り替えることにより自己負担に一定額以上の軽減が見込まれる方などを対象に、自己負担軽減額等をお知らせします。当該通知書が届いた方は、内容をご確認のうえ、医師や薬剤師と相談いただき、ジェネリック医薬品への切替をご検討ください。

今号に挟んでいるリーフレットにジェネリック医薬品希望カードが付いていますので、ご活用ください。

ジェネリック医薬品
希望カード

後発医薬品

私はジェネリック医薬品を希望します。

「医療費のお知らせ」を配付します

皆様が病气やケガの治療のため病院で組合員証を提示して診療を受けた場合、皆様がお窓口で一部負担金を支払い、残りを共済組合が支払っています。

共済組合から病院に支払われる医療費は、皆様の掛金と地方公共団体の負担金によってまかなわれています。

貴重な掛金・負担金ですので、皆様に医療費に対する理解を深めていただき、短期給付財政の安定化を図るため、短期給付財政安定化計画の一環として、1月から6月までの診療に係る「医療費のお知らせ」を今年度も12月までに所属所を経由して配付を予定しています。

届きましたら、記載内容を確認して、心当たりのない診療が記載されているなど疑問な点があれば、共済組合（保健課医療係）までご連絡ください。

「医療費のお知らせ」は受診されている方に配付しています。



出産費等直接支払制度をご利用の皆様へ



直接支払制度を利用した方で、出産に要した費用が42万円未満の場合、共済組合に請求いただくことにより、出産費との差額が支給されます。医療機関等が発行する出産費用の領収・明細書をご確認いただき、42万円を下回る場合は、必ず請求をお願いします。

なお、直接支払制度を利用しなかった方は、金額の多少にかかわらず、請求をお願いします。

出産



はい いいえ
直接支払制度を利用しましたか。

はい いいえ
出産に要した費用は、42万円以上でしたか。

はい
出産費等の請求は必要ありません。

はい いいえ
出産費等をご請求ください。

※産科医療補償制度対象分娩でない場合、42万円は39万円となります。

【このページについての問合わせ先】 保健課医療係 ☎089(945)6313

インフルエンザ予防 接種補助のご案内

組合員及び被扶養者の方が、インフルエンザ予防接種を受けたときは、補助金(1事業年度1人1回1000円)が請求できます(公費の適用がある方を除く)。

○請求方法:「インフルエンザ予防接種補助金請求書」に領収書(予防接種名・被接種者名・接種日・金額・発行者名が明記されたもの)を添付して、所属所の共済事務担当課(係)を経由して共済組合へご請求ください。

ご請求に当たっては、年度内にインフルエンザの予防接種を受ける組合員及び被扶養者分を、できる限り一枚の請求書にまとめてお早めにご請求ください。



Healthy advice

共済だより今月のヘルスケア check!

インフルエンザとは?

インフルエンザとは、インフルエンザウイルスによる急性感染症の一種です。

原因となるウイルスの種類が異なり、通常の風邪は喉や鼻に症状が現れるのに対し、インフルエンザは急に38~40度の高熱が出るのが特徴です。倦怠感、筋肉痛、関節痛などの全身症状も強く、5日間ほど続きます。

また、高齢者や基礎疾患のある人は、肺炎などの合併症があらわれる可能性が高いと考えられています。

予防のポイント

- ワクチンを接種する。
- 外出後の手洗い、うがい。
- 空気が乾燥すると喉の粘膜の防御機能が低下するので、特に乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、適切な湿度(50~60%)を保つ。
- 体の抵抗力を高めるために、バランスのとれた栄養摂取。
- 人混みや繁華街への外出を控える。やむを得ず人混みに入る場合は不織布製マスクを着用する。



インフルエンザは、感染力が非常に高く、突然の発熱や全身の倦怠感などの症状が激しく、特に高齢者や乳幼児は重症化しやすい。普通の風邪とは区別しなければならぬ病気です。予防接種を受けるなど、しっかりとした予防対策をし、万が一かかってしまった場合は速やかに医療機関の診断を受けましょう。

覚えておきたい、インフルエンザの予防と治療法。

インフルエンザを予防しましょう

★インフルエンザワクチンの効果

発症を抑える効果については一定程度、認められており、接種すれば絶対にかからない、というものではありませんが、たとえかかっても病気が重くなることを防いでくれます。

★インフルエンザワクチンの効果の持続期間

接種した(小児の場合は2回接種した)2週間後から5ヶ月程度と考えられています。

★予防接種はいつ頃受けるのがよいか

インフルエンザは例年12月~3月頃に流行するので、毎年12月中旬ごろまでに接種するのが望ましいと考えられます。

- 早めに医療機関に受診する。
- 安静にして、睡眠を十分にとる。
- 水分を十分にとる。

インフルエンザにかかったら

- 咳、くしゃみなどの症状がある時は、感染を防ぐために不織布製マスクを着用する。
- 発症してから3~7日間はウイルスを排出すると言われているので、ウイルスを排出している間は外出を控える。
- 小児、未成年者では、急に走り出したり、徘徊するなどの異常行動を起こす恐れがあるので、自宅において療養を行う場合は、最低2日間は一人にならないように配慮する。

ーローンで自動車・バイク・電気製品等のご購入をお考えの方にー

便利でお得な普通貸付・物資供給事業をご利用ください

共済組合の**普通貸付(貸付事業)**、**物資供給事業**は、低利で貸付けを受けることができ、**給与天引き**により返済していただく制度です。**一部・全部繰上償還(手数料不要)も可能**で、物資供給事業では償還期間を柔軟に設定することができますので、利息の節約にもなります。また、**2つの制度を組み合わせる**利用することもできます。是非ご検討ください。

普通貸付

利率(変動利率・10月1日現在)
 年利2.72%(債権保全に係る負担金を含む。)

貸付限度額
 給料月額×6月(上限200万円)

償還回数(元利均等償還)
 貸付額により固定(最長120回)
 100万円以上のとき賞与併用償還選択可

その他
 貸付金は組合員に送金します。

貸付金額	通常償還の場合	賞与併用償還の場合
200万円	19,055円×120回	通常月：15,465円 賞与月：61,860円 償還回数：96回
150万円	15,674円×108回	通常月：13,083円 賞与月：52,332円 償還回数：84回
100万円	12,295円×90回	通常月：10,042円 賞与月：40,168円 償還回数：72回
50万円	8,922円×60回	

物資供給事業

利率(変動利率・10月1日現在)
 年利2.90%

利用(立替払)限度額
 200万円

償還回数(元利均等償還)
 毎月償還分は最長60回まで、賞与償還分は利用額の半分以上の金額を毎月償還分の返済期間内で、任意の回数を設定できます。

その他
 契約業者(指定店)で利用できます。代金は共済組合が指定店に直接支払います。

償還例

利用金額	毎月償還分	賞与償還分(6・12月)
毎月払200万円	35,848円×60回	—
毎月払100万円 賞与払100万円	17,924円×60回	10月決定の場合 107,116円×10回
毎月払100万円	17,924円×60回	—
毎月払50万円 賞与払50万円	8,962円×60回	10月決定の場合 53,558円×10回

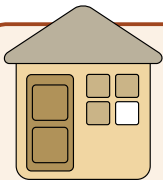
詳細等は共済組合ホームページにも掲載しています。お申込みは、所属所の共済事務担当課(係)へ

開催日	開催地	選挙区	議員	開催場所	参加人数
7月9日(月)	今治市	第1区	志賀 仁士 武田誠一郎	今治市市民会館 2階「大会議室」	26名
7月10日(火)	西条市			西条市役所 5階「大会議室」	31名
8月22日(水)	内子町	第2区	池田 正司 村上 富一	内子町町民会館 2階「研修視聴覚室」	13名
8月23日(木)	伊予市			伊予市市民会館 4階「第6会議室」	24名
9月4日(火)	西予市	第3区	三好 要 清家 新生	西予市役所 5階「大会議室」	20名
9月7日(金)	伊方町			伊方町役場 3階「会議室」	30名

平成24年度 共済事業に関する懇談会全日程終了

本紙7月号で開催日程等をお知らせしておりました平成24年度の「共済事業に関する懇談会」は、先月全日程を終了し、総数144名の組合員の皆さまにご参加いただきました。各開催地でお伺いしましたご意見・ご要望等につきましては、共済制度の各事業運営の参考とさせていただきます。

なお、懇談会でのご意見・ご要望等に係る詳細につきましては、平成25年1月号及び本組合ホームページに掲載する予定です。



住宅取得資金に係る借入金の『年末残高等証明書』を発行します

住宅貸付・災害貸付・在宅介護対応住宅貸付（以下「住宅貸付等」という。）を利用して、マイホームを購入、新築、増改築等されたときには、一定の要件に該当すれば、税法上の住宅借入金等特別控除を受けることができます。共済組合では、該当の住宅貸付等に係る「年末残高等証明書」（平成24年12月31日現在）を次のとおり発行する予定です。

なお、住宅借入金等特別控除の詳細につきましては、最寄りの税務署へお問い合わせください。

◆ 年末残高等証明書を発行する貸付

平成11年1月から平成24年12月までに住宅貸付等を借り受け、貸付からの借入金の償還期間が10年以上ある貸付について、次のとおり年末残高等証明書（以下「証明書」という。）を発行します。

- ①平成11年1月から平成23年12月までに住宅貸付等を借り受け、入居した者（年末調整用）
…平成24年11月上旬に所属所経由で送付予定
- ②平成24年1月から平成24年12月までに住宅貸付等を借り受け、入居した者（確定申告用）
…平成25年1月下旬に所属所経由で送付予定

◆ 交付の申請手続など

交付の申請手続は不要です。しかし、左記の証明書送付後に工事完了報告がなされた場合で控除の対象となる方は、交付申請書の提出が必要です。

また、一部繰上償還を行ったことから償還期間が10年未満となった場合や住宅貸付等の完了報告が済んでいない貸付については、証明書は発行されません。



～共済貯金をご利用いただきありがとうございます～

上半期（9月末）決算により 利息が元金に組み入れられました

□■ 共済貯金事業について ■□

共済貯金の貯金利率は**年利1.0%（税引後0.8%）**、市中銀行の定期預金より高利回りのだんぜん有利な普通貯金です。

また、お預かりした資金は、国債・地方債等の債券を中心とした効率的で**安全性の高い金融商品で運用**（株式は保有していません）し、なお不測の事態に備え欠損金補てん積立金及び積立金を積み立てており、**平成23年度末の積立額は38億円**を超えています。

今後とも、給与からの積み立て・ボーナスの預け入れ先などにご利用ください。

□■ 共済貯金現在残高通知書をお送りします ■□

共済貯金現在残高通知書（平成24年9月30日現在）を、10月下旬に所属所を經由してご加入の皆様にお送りします。お手元に届きましたら、**内容をご確認いただき、大切に保管**してください。

なお、今回は平成24年4月1日から9月30日までの期間に係る利息計算を行い、利息から源泉分離課税分20%（国税15%、地方税5%）を控除して元金に加算しています。

また、併せて「地方公務員ダイアリー2013」をお送りしますのでご利用ください。

だんしん（団体信用生命保険）

保険金の請求・届出について

だんしん

「だんしん」は、借受人が、貸付金の償還期間中に死亡又は高度障害になったときに、保険金により債務を相殺する保険制度です。加入している組合員が万一死亡又は高度障害になった場合は、共済事務担当課（係）又は共済組合（経理課貯金貸付係）に届出してください。死亡の場合は、資格喪失届が提出されますので、共済組合で把握できますが、高度障害については共済組合での確認が困難です。該当することとなったときは、必ず届出・請求を行ってください。

債務返済支援保険

「債務返済支援保険」は、借受人が貸付金の償還期間中に、病気、傷害又は所定の精神障害により就業不能となったときに、最長3年間、毎月の返済金額を加入者の方にお支払いするものです。該当することとなったときは、共済事務担当課（係）又は共済組合（経理課貯金貸付係）に届出（事故報告）を行ってください。

【このページについての問い合わせ先】 経理課貯金貸付係 ☎089(945)6316

四季の伊予路プラン 秋

★期間★ 平成24年11月30日まで

1泊2食付
お一人様 7,100円(税込)

愛媛県産の食材にこだわった夕食を是非ご堪能ください。

ご予約承り中



※朝食はバイキング形式となります。

お品書き

- 冷菜 瀬戸内海鮮マリネ 秋の味覚野菜添え
- 造り 季節魚の三種盛り
- 吸物 土瓶蒸し
- 煮物 南京万十
- 洋皿 つぼグラタン
- 1人コンロ(鉄板)
地鶏味噌ネーズ焼き 温野菜とともに
- 御飯 じゃこ飯
- 果物 愛媛みかんのババロア
- シャーベット ブルーベリーソース



宿泊予約状況(9月26日現在)

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	●	●	●	●	●	▲	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	●	▲	▲	●	●	▲	●	●	▲	●	▲	●	●	●	●	●

11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	●	●	×	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	▲	▲
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

● 余裕あり ▲ あと僅か × 満室

「四国4県共済会館・宿泊施設合同キャンペーン」

「四国旅劇場」

平成25年3月31日まで

どこに宿泊されても 1県目 お一人様 1泊2食付 7,500円(税込)

2県目 10%off 3県目 50%off 4県目 無料

巡れば巡るほどお得になる!!

ご予約はお電話にて
詳しくはホームページをご覧ください。

ご予約・お問い合わせは.....

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>



中山栗(伊予市)

表紙によせて

愛媛県は、栗の生産量日本第3位で、その中でも伊予市の中山地区は、栽培の基礎となる肥沃な土壌に恵まれ、地質的にも気候的にも栗栽培に適しています。

中山栗は大粒で、甘みが強いのが特徴です。なかでも、「特選ぐり」は、厳しい条件をクリアした栗のみが出荷されます。

毎年9月に
は、なかやま
栗まつりが開
催され、多く
の観光客で賑
わいます。



組合の現況

(平成24年8月末現在)

◎所属所数.....	43
◎組合員数.....	15,005人
男.....	9,773人
女.....	5,232人
◎平均給料月額(短期).....	318,182円
◎被扶養者数.....	17,971人
(含任継.....)	内243人
◎任意継続組合員.....	340人
◎年金受給者数.....	16,549人